

生活協同組合 全日本消防人共済会事業規約

第1章 総 則

(通 則)

第1条 この生活協同組合全日本消防人共済会（以下「組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第3条第1号に掲げる事業を実施するものとする。

(定 義)

第2条 この規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共済契約者

共済契約の当事者のうち、共済掛金を支払う義務を負う者をいう。

(2) 被共済者

共済契約の補償の対象となる損害を被り、共済金の請求および受領に関する権限を有する者をいう。

(3) 共済事故

共済金を支払う場合に該当する偶然の事故をいう。

(4) 再取得価額

共済の目的と同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再築もしくは再取得するために要する金額、または共済の目的を修復するために要する金額をいう。

(5) 危険

共済事故による損害の発生の可能性をいう。

(6) 告知事項

危険に関する重要な事項のうち、組合が告知を求めたものをいう。

(7) 生計を一にする者

同居の有無に関わらず、同一の家計で生活する者をいい、同居の姻族及び生活費、学資金若しくは医療費等を受けている者を含む。

(8) 同一世帯

同居かつ生計を一にする生活単位をいう。

(9) 他の共済契約等

この共済契約の目的の全部又は一部を目的とする他の共済契約（消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会が行う共済事業による共済契約を含む。）又は保険契約をいう。

(事業)

第3条 この組合が行う共済事業は、この組合が共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、一定期間内に生じた第28条に規定する共済金を支払う場合に該当する共済事故の発生によって生じた損害（消防又は避難に必要な処分によって共済の目的に生じた損害を含む。）に対して共済金を支払うことを約する火災共済事業とする。

2 組合が行う火災共済は、主として、各職域単位に加入を取り扱うもの（以下「B型火災共済」という。）と、主として、個人単位での加入を取り扱うもの（以下「C型火災共済」という。）の二種類の火災共済とする。

(契約内容の提示)

第4条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、第2章から第5章までに規定する事項のうち共済契約の内容となるべきものを、あらかじめ正確に提示しなければならない。

第2章 共 済 契 約

第1節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第5条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。

(共済契約代表者)

第6条 この組合の共済を利用しようとする者は、その者の所属する団体（以下「団体」という。）の代表者を共済契約代表者とし、共済契約の申込み、共済金等の請求及び受領、異議申立て、解約その他の共済契約に関する一切の事務を委任することができる。（B型火災共済のみ）

(被共済者の範囲)

第7条 この組合は、共済契約者又はその共済契約者と同一世帯の3親等内の親族を被共済者とする共済契約に限り締結するものとする。

2 被共済者が2名以上あるときは、この組合は代表者1名を定めることを求めることができるものとする。

(共済期間)

第8条 共済期間は、共済責任が開始した日から1年間とする。ただし、事業規約実施

規則（以下「実施規則」という。）の定めるところにより、特別の事由がある場合は 1 年未満の短期の共済期間とすることができる。

（共済の目的の範囲）

第 9 条 共済契約は、金銭に見積ることができる物でなければ、その目的とすることができない。

2 共済の目的たるべき物は、共済契約の申込みをしようとする者又はその者と同一世帯に属する 3 親等内の親族が所有し、かつ、居住する建物（2 世帯以上が共同で居住する建物については、その建物のうち、共済契約の申込みをしようとする者の属する世帯が居住する部分に限り、併用住宅の店舗や作業場部分は含まない。）又は同一の建物内に収容されている動産（以下「動産」という。）とする。

3 次に掲げる物は、共済の目的に含まれていないものとする。

- (1) 建物に附属する門、土塀、垣その他の工作物
- (2) 建物の基礎工事部分
- (3) 物置、納屋その他の附属建物
- (4) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
- (5) 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他の物
- (6) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (7) 自動車（総排気量 50 cc を超える原動機付自転車を含む）
- (8) 家畜、家きん、その他これらに準ずる物

4 建物を共済の目的とする場合にあっては、畳、建具その他の建物の従物並びに電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の附属設備は、共済の目的に含まれているものとする。

（共済契約の締結の単位）

第 10 条 共済契約は、共済の目的たる建物又は動産ごとに締結するものとする。

2 同一の建物又は動産についての共済契約者は、1 人に限るものとする。

（共済契約の再取得価額による支払い）

第 11 条 共済の目的たる建物及び動産について、火災によって損害が生じた場合に、再取得価額を共済金として支払うこととする。

第 2 節 共済契約の手續及び共済契約者の通知義務等

（共済契約締結の手續）

第 12 条 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に共済契約掛金に相

当する金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

- 2 同一職域内に契約者が複数ある場合は、申込みをしようとする契約者を明確にして、団体でまとめて申し込みができるものとする。（B型火災共済のみ）
- 3 この組合は、前項の申込みがあったときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった共済掛金に相当する金額（以下「預り金」という。）の仮領収書を作成し、直ちにこれを同項の申込みをした者（以下「共済契約申込者」という。）に交付するものとする。
- 4 この組合は、第1項の申込みがあったときは、共済の目的たるべき物につきその構造、用途、周囲の状況等危険に影響する諸般の事情を調査したうえで、同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知するものとする。
- 5 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、第2項の預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもって共済掛金の払込みがあったものとみなす。
- 6 共済責任は、この組合が共済契約の申込みを承諾した日の翌月1日の午前零時から開始し、共済期間の満了する日の翌日の午前零時に終了するものとする。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了の日の翌日の午前零時に共済責任を開始するものとする。
- 7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく第2項の預り金を共済契約申込者に払いもどすものとする。
- 8 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に共済引受証書を共済契約者に交付するものとする。

（共済契約申込書の記載事項）

第13条 前条第1項に規定する共済契約申込書の記載事項は、下記のとおりとする。

- (1) 共済契約の申込日
 - (2) 共済契約申込者または共済契約者
 - (3) 共済期間の始期及び終期
 - (4) 共済口数及び共済掛金
 - (5) 共済目的の所在地
 - (6) 建物の居住区分
 - (7) 建物の構造区分
 - (8) 他の共済契約等の有無及びその内容
 - (9) その他この組合が必要と認める事項
- 2 前項のうち、第5号から第8号については、告知事項として事実を正確に告げなければならない。

(共済引受証書の記載事項)

第14条 第12条第8項に規定する共済引受証書の記載事項は、下記のとおりとする。

- (1) この組合の名称
- (2) 共済の種類
- (3) 共済期間の始期及び終期
- (4) 共済口数及び共済掛金
- (5) 共済契約者の氏名
- (6) 共済契約の年月日
- (7) その他この組合が必要と認める事項

2 前項に規定する共済引受証書には、この組合が記名押印する。

(共済掛金の払込み)

第15条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

(共済契約者の通知義務等)

第16条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約者は遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、共済引受証書に承諾の裏書の請求をしなければならない。ただし、第1号の場合において、その構造の変更又はその改築若しくは修繕が軽微であるとき、第6号の場合において、その損害が軽微であるとき又は当該事実がなくなったときはこの限りでない。

- (1) 共済の目的である建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、増築し、若しくは修繕すること。
- (2) 共済の目的である建物を引続き30日以上空家若しくは無人とすること。
- (3) 共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、共済事故を避けるため、5日間の範囲内で移転する場合は、この限りでない。
- (4) 前各号のほか、共済契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。
- (5) 共済の目的である建物を解体し、又は譲渡すること。
- (6) 共済の目的につき共済事故以外の原因によって損害が生じたこと。

2 共済契約者は、この組合が前項の事実の発生に関する調査のため行う共済の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、又は妨げてはならない。

(住居表示変更等の届出)

第17条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約者は遅滞なくその旨を組合に届け出なければならない。

- (1) 共済契約者が組合員の資格を喪失したとき
- (2) 共済契約者がその氏名又は住居表示が変更したとき

第3節 共済契約の無効、解除及び消滅

(共済契約の無効)

第18条 共済契約は、次の場合には無効とする。

- (1) 共済契約の当時、被共済者が第5条に規定する範囲でなかったとき（次号に該当する場合を除く。）。
- (2) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したとき。
- 2 共済金額が第29条第3項又は第4項に規定する最高限度を超過したときは、その超過した部分については、共済契約は無効とする。
- 3 この組合は、第1項第1号の規定により共済契約が無効とされる場合には、共済掛金を共済契約者に払いもどすものとする。
- 4 この組合は、第1項第2号の規定により共済契約が無効とされる場合には、共済掛金を返還しないものとする。

(共済契約の取消し)

第19条 共済契約の当時、共済契約者又は被共済者に詐欺又は強迫の行為があった場合は、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定によりこの組合が共済契約を取り消した場合には、この組合は共済掛金を返還しないものとする。

(共済契約者による共済契約の解除)

第20条 共済契約者は、この組合に対する書面による通知をもって、いつでも共済契約を解除することができる。

(告知義務違反による共済契約の解除)

第21条 この組合は、共済契約者が、故意又は重大な過失により、第13条第2項の告知の際に事実を告げず又は不実のことを告げた場合、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 前項に規定する告げなかった事実がなくなったとき。
- (2) 前項に規定する告げた不実のことが真実になったとき。

- (3) この組合が共済契約の当時、この告げなかった事実を知り、若しくはその告げたことが不実であることを知っていた場合、又は過失によってその告げなかった事実を知らず、若しくはその告げたことが不実であることを知らなかったとき。
 - (4) 共済契約者が、共済事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認したとき。なお、訂正の申出を受けた場合においては、その訂正すべき事実が、共済契約の当時に告げられていたとしても、この組合が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとする。
- 3 第1項の解除権は、この組合が解除の原因を知った時から1月間を経過したとき、又は共済契約の成立後5年を経過したときには消滅する。
- 4 この組合は、第1項の規定による解除が共済の目的につき共済事故によって損害が生じた後においてなされたときであっても、共済金を支払う責に任せず、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、その損害が同項の告げなかった事実又は告げた不実のことに基づかないことを共済契約者が証明したときは、この限りでない。

(危険増加による共済契約の解除)

- 第22条 この組合は、第16条第1項第1号から第4号までの事実の発生によって、告知事項について危険増加が生じた場合において、次の場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除できる。
- (1) 共済の目的について、第9条に規定する共済の目的の範囲外になったとき。ただし、第17条の規定により承諾の裏書をした場合を除く。
 - (2) 共済契約者が、故意又は重大な過失によって遅滞なく第16条第1項に規定する通知をしなかったとき
- 2 前項第2号の解除権は、この組合が解除の原因を知った時から1月間を経過したとき、又は危険増加が生じた時から5年を経過したときには消滅する。
- 3 この組合は、第1項の規定による解除が共済の目的につき共済事故によって損害が生じた後においてなされたときであっても、共済金を支払う責に任せず、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、その損害が同項の危険増加に基づかないことを共済契約者が証明したときは、この限りでない。

(重大事由による共済契約の解除)

- 第23条 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができる。
- (1) 共済契約者又は被共済者が、この組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
 - (2) 共済契約者又は被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、共済契約者又は被共済者が、この組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 2 前項の規定による解除が共済事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、前項に規定する事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した共済事故による損害に対しては、この組合は、共済金を支払わない。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その返還を請求することができる。

(共済契約解除の効力)

第24条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

(共済契約解除の場合の共済掛金の払いもどし)

第25条 この組合は、第20条から第23条までの規定による共済契約の解除（次項に該当する場合を除く。）については、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に、共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払いもどすものとする。

(共済契約の消滅)

第26条 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は当該事実が発生した日において消滅する。この場合において、これらの事実の発生が法令又は法令に基づく処分によるものであるときは、共済契約者は遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 共済の目的が共済事故以外の原因によって滅失したこと。
- (2) 共済の目的が第33条第1項の事故によって滅失したこと。
- (3) 共済の目的が解体されたこと。
- (4) 共済の目的が譲渡されたこと（法令に基づく収用又は買収による所有権の移転を含む。）。
- (5) 第40条に規定する残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の5分の1未満となったこと。

2 この組合は、前項第3号又は第4号に掲げる事実（次項第2号の場合を除く。）が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に、共済掛金の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払いもどすものとする。

3 この組合は、次に掲げる場合には、共済契約の消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過期間の月数に、共済掛金の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払いもどすものとする。

- (1) 第1項第1号又は第2号に掲げる事項（第33条第1項第1号及び第2号の事故

による場合を除く。)が発生したため、共済契約が消滅したとき。

- (2) 法令又は法令に基づく処分により、第1項第3号又は第4号に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅したとき。

(共済掛金の払いもどし方法)

第27条 第18条第3項、第25条並びに前条第2項及び第3項の規定による共済掛金の払いもどし金は、共済引受証書又はこれに代るべき書類と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払うものとする。

第3章 共済金額と共済掛金及び共済金の支払

(組合が共済金を支払う場合)

第28条 組合は次の各号に定める損害が発生した場合に共済金を支払うこととする。

- (1) 火災による共済の目的の全部若しくは一部の焼失（消防又は避難に必要な処分を含む。）又は火災に随伴して生じた高熱、煙、ガス、蒸気等によって共済の目的に生じた損害。（以下「火災による損害」という。）
- (2) 共済の目的に直接落雷した衝撃によって共済の目的に生じた破壊損害又は火災損害及び落雷による異常電流の作用によって共済の目的に生じた損害。（以下「落雷による損害」という。）
- (3) プロパン、都市ガス等の気体又は蒸気の急激な膨張による破裂又は爆発によって共済の目的に生じた損害。ただし、凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂又は爆発による損害を除く。（以下「破裂又は爆発による損害」という。）
- (4) 台風、突風又は旋風等によって共済の目的に生じた損害。ただし、砂塵、塩分又は煤煙等による損害を除く。（以下「風災」という。）
- (5) 暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等によって共済の目的に生じた損害。（以下「水災」という。）
- (6) 積雪、雪崩又は降雪等によって共済の目的に生じた損害。（以下「雪災」という。）
- (7) 航空機の墜落若しくは接触、爆風、音波の衝撃によって共済の目的に生じた損害及び航空機の付属品若しくは積載物の落下又は航空機からの投下物若しくは発射物によって共済の目的に生じた損害。（以下「航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下による損害」という。）
- (8) 車両（積載物を含む。）の衝突又は接触によって共済の目的に生じた損害。（以下「車両の飛び込みによる損害」という。）

(共済金額及び共済掛金)

第29条 共済契約1口についての共済金額は15万円とする。

2 共済契約1口についての共済掛金は年額100円とし、その算定は別紙第1共済掛金額算出方法書に定める方法によるものとする。

3 同一の建物又は動産についての共済契約の共済契約口数の最高限度及び共済金額の最高限度は次のとおりとする。(B型火災共済とC型火災共済の合計)

(1) 建物 200口 3,000万円

(2) 動産 50口 750万円

ただし、第11条に掲げる再取得価額に相当する額を限度とする。

4 共済契約を締結する場合において、その結果、同一の建物と動産とがともに締結されることとなる場合におけるこれらの共済契約の共済契約口数の合計数は200口、共済金額の最高限度は3,000万円をこえてはならない。(B型火災共済とC型火災共済の合計)

5 第11条に定める再取得価額の評価及び第9条に定める共済の目的とする建物及び動産の価額は次のとおりとする。その算出方法は実施規則の定めるところによる。(C型火災共済のみ)

(1) 建物については、非耐火又は耐火の構造区分別により算出する。

(2) 動産については、世帯主の年齢及び世帯人数構成を基準として算出する。

6 B型火災共済の契約口数、共済金額(限度額)は以下の5とおりにする。(建物と動産の配分は常に4:1とする。)

口数	共済金額 (限度額)	建物と動産の配分	
		建物	動産
5口	75万円	60万円	15万円
10口	150万円	120万円	30万円
15口	225万円	180万円	45万円
20口	300万円	240万円	60万円
25口	375万円	300万円	75万円

(共済金)

第30条 共済の目的につき、第28条第1号から第3号に規定する共済事故によって損害が生じた場合にこの組合が支払う共済金(以下「火災共済金」という。)の額は、次の各号の定めるところによる。

(1) 建物延べ面積に対する焼損延べ面積の割合(以下「焼損率」という。)が56%以上のときは、共済金額の全額を支払う。

(2) 焼損率が56%より少ないときは、次の算式によって算出した額を支払う。

$$\text{共済金額} \times \frac{\text{焼損率}}{56\%} = \text{支払共済金の額}$$

- (3) 第28条第2号に規定する落雷による異常電流の作用によって共済の目的に生じた損害が動産のみである場合に、この組合が支払う共済金の額は次のとおりとする。ただし、損害の対象となる動産は実施規則に定めるものとする。

損害程度	損害を受けた動産の個数	1口当たりの支給額
全 損	10 個以上	30,000 円
半 損	6 個以上 10 個未満	15,000 円
小 損	3 個以上 6 個未満	6,000 円
一部損	3 個未満	3,000 円

- 2 共済契約の目的につき、第28条第4号から第8号に規定する、風災、水災、雪災又は航空機の墜落等による損害が生じた場合にこの組合が支払う共済金（以下「風水雪害等共済金」という。）の額は、次のとおりとする。

ただし、建物又は動産の損害の額が20万円を超えない場合は支払わない。なお、床上浸水の場合の損害程度の区分は、床上浸水2m以上を全損、1m以上2m未満を半損、50cm以上1m未満を小損、50cm未満を一部損とする。

損害程度	1口当たりの支給額
全 損 (70%以上)	75,000 円
半 損 (30%以上 70%未満)	37,500 円
小 損 (20%以上 30%未満)	15,000 円
一部損 (20%未満)	7,500 円

- 3 第28条第1号から第8号に規定する共済事故による損害が重複して生じた場合の共済金の額は、その共済事故毎に第1項及び前項により算出した合計額を共済金の額とする。ただし、その共済金は、火災共済金対象事故における重複においては共済金額を、風水雪害等共済金対象事故における重複においては75,000円×契約口数を限度とし、火災共済金対象事故と風水害等共済金対象事故が重複した場合は、共済金額を限度とする。
- 4 大災害の発生により多数罹災者が発生した場合の共済金については、理事会において第45条に規定する審査委員会の意見を聴取したうえで総代会に諮り、総代会の議決を得て共済金の減額等の措置ができるものとする。
- 5 組合は、他の共済契約等がある場合には、次の額を共済金として支払うものとする。
- (1) この共済契約が他の共済契約等に先んじて共済金を支払う場合、他の共済契約等が無いものとして算出したこの共済契約が支払うべき共済金の額（以下「この共済契約の支払責任額」という。）。
 - (2) この共済契約に先んじて、他の共済契約等によって共済金又は保険金が支払われる又は支払われた場合、この共済契約の支払責任額を限度とし、損害の額から他の共済契約等から支払われる又は支払われた他の共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額。

(損害発生の通知義務及び共済金の支払請求)

第31条 共済契約者は、共済の目的に損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、次の事項を、この組合に通知しなければならない。

- (1) 損害の発生の日時及び罹災状況
- (2) 被共済者の氏名及び共済契約者との続柄
- (3) 建物の延面積
- (4) 建物の居住区分
- (5) 建物の構造区分
- (6) 他の共済契約等の有無及びその内容

2 被共済者は、共済金の支払いを請求するときは、共済金支払請求書正1通（及び副1通）に共済引受証書及び次に掲げる書類を添え、これを損害が生じたことを知った日から30日以内にこの組合に、提出しなければならない。

- (1) 関係官署の罹災証明書
- (2) 罹災物件調査書
- (3) その他この組合の要求する書類

3 被共済者が共済契約者と同一世帯に属する3親等内の親族であるときは、前項の共済金の支払請求は共済契約者が代理して行うものとする。

4 第2項の共済金支払請求書の添付書類は、正当な理由があるときは、その提出を省略することができる。

5 被共済者に共済金を請求することができない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨をこの組合に申し出て、この組合の承認を得た上で、被共済者の代理人として共済金を請求することができる。

- (1) 被共済者が契約者と異なる場合、共済契約者
- (2) 被共済者と共済契約者が同じ場合又は共済契約者に共済金を請求することができない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を一にする配偶者
- (3) 前2号に掲げる者がいない場合又は前2号に掲げる者に共済金を請求することができない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を一にする3親等内の親族
- (4) 前3号に規定する者がいない場合又は前3号に規定する者に共済金を請求することができない事情がある場合には、第2号以外の配偶者又は第3号以外の3親等内の親族

6 この組合は、第3項及び前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、共済金を支払わない。

7 この組合は、共済事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者又は被共済者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類若しくは証拠の提出又はこの組合が行う調査への協力を求めることができる。この場合には、共済契約者又は被共済者は、この組合が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

(共済金の支払時期及び支払場所)

第32条 この組合は、共済金の請求に必要な書類がこの組合に到着した日の翌日以降30日以内に、次の事項の確認を終え、共済金を支払う。

- (1) 共済金を支払う場合に該当する損害の発生の有無の確認が必要な場合、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認が必要な場合、損害の額及び事故と損害との関係
- (4) 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合、この共済契約において定める解除、無効、失効、取消し又は終了の事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号のほか、他の共済契約等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権、既に取得したものの有無及び内容等、この組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

2 この組合は、前項の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、共済金の請求に必要な書類がこの組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（複数に該当する場合は、いずれかのうち最長の日数とする。）が経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、この組合は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。

- (1) 前項各号の事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者又は被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、同2項に規定する期間に算入しないものとする。

4 共済金はこの組合の事務所又はこの組合の指定する場所において支払うものとする。

(組合がその義務を免れる事由)

第33条 この組合は、共済の目的につき第28条（組合が共済金を支払う場合）の損害が生じた場合であっても、その損害が次のいずれかに該当するときは、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- (2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害。（その者が被共済者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者又は被共済者が証明

をした場合を除く。)

- (3) 火災及び風水雪害等に際し、共済の目的たる物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害。
- (4) 原因が直接であること間接であることを問わず、戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (5) 原因が直接であること間接であることを問わず、地震又は噴火によって生じた損害。

(共済金の減額)

第34条 この組合は、第1号の場合には、この組合が被った損害の範囲で、共済金を支払う義務を免れ、第2号から第4号の場合には、この組合が被った損害を差し引いて共済金を支払う。

- (1) 共済契約者又は被共済者が第31条第1項又は第2項若しくは第5項に規定する書類に故意に不実のことを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造したとき。
 - (2) 共済契約者又は被共済者が正当な理由がないのに第31条第7項に規定するに協力を拒否した場合
 - (3) 共済契約者又は被共済者が正当な理由がないのに第31条第1項に規定する損害発生時の通知義務を怠った場合
 - (4) 共済契約者又は被共済者が正当な理由がないのに第36条の規定による検査等の行為を妨害したとき。
- 2 共済契約者又は被共済者が故意又は重大な過失によって第35条第1項に規定する損害防止の義務を怠ったときは、共済の目的につき共済事故によって生じた損害の額から、その防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を第30条第1項及び第2項の損害の額とみなす。

(損害防止の義務)

第35条 共済契約者及び被共済者は、共済の目的につき共済事故が発生したことを知ったときは、これによる損害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

- 2 この組合は、前項の規定による損害の発生及び拡大の防止に要した費用を負担しないものとする。

(被害物の検査等)

第36条 この組合は、共済の目的につき共済事故によって損害が生じた場合において、その損害の額及び共済の目的の価額を決定するため必要があるときは、当該共済の目的を検査し、種別し又は一時他に移転することができる。

(第三者の行為による損害)

第37条 共済の目的につき共済事故によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、被共済者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額と共済金の額の合計が損害の額を超える額を限度として共済金を支払う義務を免れる。

(残存物代位)

第38条 この組合は、共済金額の全部を支払った場合でも、共済の目的の残存物の所有権その他の物権について、これを取得することの意思を表示しないかぎり、これを代位取得しないものとする。

(代 位)

第39条 この組合は、共済の目的につき第三者の行為によって生じた共済事故に対し共済金を支払ったときは、次の額を限度として、被共済者が当該第三者に対して有する権利を代位取得するものとする。

(1) この組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合は、被共済者が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合は、被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、この組合が代位せずに被共済者が引続き有する債権は、この組合が代位した債権よりも優先して弁済されるものとする。

3 共済契約者及び被共済者は、第1項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために、この組合が必要とする証拠及び書類の提供その他に協力しなければならない。

(残存共済金額)

第40条 共済の目的につき共済事故によって損害が生じた場合において、この組合が共済金を支払ったときは、第29条の規定にかかわらず、共済金額からその支払った金額を差し引いた残額をその損害の生じた時以後の共済期間にかかる共済金額とする。

(再共済)

第41条 この組合は引き受けた共済を再共済に付することができる。

(共済契約者貸付)

第42条 共済契約者に対して行う貸付けは行わない。

(共同責任共済事業)

第43条 この組合は共済事業を行う他の組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担する共済事業は行わない。

(共済契約者に対して提示すべき重要事項)

第44条 共済契約者に対して提示すべき重要事項は、次に掲げる事項とする。なお、共済契約者に対して提示する場合は、利用者が共済契約の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）に区分して提示するものとする。

2 契約概要の項目は以下のものとする。

- (1) 組合が共済金を支払う場合として第28条に規定する事項
- (2) 第30条に規定する共済金の額に係る事項
- (3) 組合がその義務を免れる事由として第33条に規定する事項及び第34条に規定する共済金の支払義務を免れる場合に係る事項
- (4) 共済期間として第8条に規定する事項
- (5) 共済契約に係る共済金及び共済掛金として第29条に規定する事項及び共済の目的に含まれないものとして第9条に規定する共済の目的の範囲に係る事項
- (6) 共済掛金の払込み方法として第15条に規定する事項
- (7) 解約返戻金の有無として第20条から第24条までに規定する共済契約の解除及び第25条に規定する共済契約解除の場合の共済掛金の払いもどしに係る事項

3 注意喚起情報の項目は以下のものとする。

- (1) 契約締結時における注意事項として第12条に規定する共済契約締結の手続き、第18条に規定する共済契約の無効及び第19条に規定する取消しに係る事項
- (2) 告知事項として第13条第2項に規定する事項
- (3) 契約締結後における留意事項として第16条に規定する共済契約者の通知義務等に係る事項
- (4) 共済契約の解除として第20条から第24条までに規定する事項及び第27条に規定する共済契約解除の場合の共済金の払いもどしに係る事項
- (5) その他共済契約について必要と思われる事項

第4章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第45条 共済契約及び共済会の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者及び被共済者並びに第31条第5項に規定する代理人等は、この組合におく審査委

員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第1項の規定による異議申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、実施規則の定めるところによる。

第5章 雑 則

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務委託)

第46条 この組合は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務委託を行わない。

- 2 前項の共済契約の締結の代理又は媒介の業務委託を除くこの組合の事業の推進等に係わる業務委託は行うことができる。

(支払備金及び責任準備金)

第47条 この組合は、法令の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積み立てるものとする。

- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別紙第2責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とする。

(支部の設置)

第48条 この規約による共済事業を円滑に推進するため、定款第4条に規定する各都道府県消防協会に支部を置き、次の事務を行う。

- (1) 共済契約申込書の受理に関すること。
- (2) 共済掛金の受入れ及び払いもどしに関すること。
- (3) 共済金の支払いに関すること。
- (4) 組合員の共済事業への加入の促進に関すること。

(時 効)

第49条 共済金及び共済掛金払いもどし金の支払いを請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(質入等の制限)

第50条 共済金の支払いを請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約者死亡による払い戻し)

第51条 共済契約者が死亡した場合、相続人及び代理人は、死亡した日の属する月の翌月から起算した未経過期間の月数に、共済掛金の12分の1を乗じて得た金額を請求することができるものとする。

(細 則)

第52条 この規約の定めるもののほか、共済事業の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、実施規則で定める。

附則

(施行期日)

この規約は、この組合の成立した日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和32年3月7日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和33年9月17日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和35年4月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和54年9月6日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和57年11月10日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成11年2月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 22 年 8 月 2 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、厚生労働省の認可のあった日（令和 5 年 6 月 30 日）から施行する。

共済契約 1 口についての共済掛金（以下「単位共済掛金額」という。）は次の 3 種類の掛金の額の合計額とする。

- 1 平年の共済金の支払いにあてられるべき純掛金の額
- 2 異常危険に備えて積み立てられるべき異常危険準備掛金の額
- 3 管理費及び諸経費にあてられるべき附加掛金の額

1. 純掛金

純掛金の額は、標準危険率に、共済契約 1 口当たりの共済金額を乗じて得た額とする。

(1) 標準危険率の算出

ア 平均純危険率

① 火災共済の平均純危険率

平成 22 年度から令和 3 年度までの 12 年間ににおけるこの組合の共済金支払高総額を共済契約高総額で除した数をもって平均純危険率とする。

すなわち、平均純危険率の算出は、次の表のとおりとなる。

年度	共済金支払高	共済契約高
	千円	千円
22	163,589	696,411,750
23	151,520	667,255,650
24	83,771	667,881,900
25	103,215	665,511,450
26	106,168	652,130,250
27	67,264	652,326,000
28	78,958	647,173,950
29	89,923	641,538,000
30	54,113	636,214,950
1	89,662	620,479,800
2	87,272	597,469,350
3	64,989	576,204,900
合計	1,140,444	7,720,597,950

年度	平均純危険率
22	0.0002349
23	0.0002271
24	0.0001254
25	0.0001551
26	0.0001628
27	0.0001031
28	0.0001220
29	0.0001402
30	0.0000851
1	0.0001445
2	0.0001461
3	0.0001128
平均	0.0001477

② 風水雪害等共済の平均純危険率

平成22年度から令和3年度までの12年間におけるこの組合の共済金支払高総額を共済契約高総額で除した数をもって平均純危険率とする。

すなわち、平均純危険率の算出は、次の表のとおりとなる。

年度	共済金支払高 (a)	共済契約高 (b)
	千円	千円
22	5,735	139,282,350
23	26,310	133,451,130
24	39,705	133,576,380
25	4,470	133,102,290
26	3,630	130,426,050
27	12,486	130,465,200
28	39,720	129,434,790
29	13,803	128,307,600
30	24,414	127,242,990
1	13,131	124,095,960
2	22,236	119,493,870
3	8,661	115,240,980
合計	214,301	1,544,119,590

年度	平均純危険率
22	0.0000412
23	0.0001972
24	0.0002972
25	0.0000336
26	0.0000278
27	0.0000957
28	0.0003069
29	0.0001076
30	0.0001919
1	0.0001058
2	0.0001861
3	0.0000752
平均	0.0001388

なお、風水雪害等共済金の平均純危険率の算出に当たっては、この間の風水雪害等の発生が増加傾向にあることを考慮し、平均純危険率は、過去の危険率実績に1.5を乗じて得た率とする。

$$\text{平均純危険率} = 0.0001388 \times 1.5 = 0.0002082$$

③ 平均純危険率

火災共済 0.0001477

風水雪害等共済 0.0002082

イ 安全率による修正

平均純危険率に安全率を加えたものを標準危険率とする。

安全率は、平均危険率に対する、今後2年間に見込まれる平均共済契約者数による標準偏差の3倍とする。

したがって、安全率を平均S、平均純危険率をP、今後2年間に見込まれる共済契約者数の年間平均をNとすると、

$$S = 3 \sqrt{\frac{P(1-P)}{N}}$$

今後2年間に見込まれる平均共済契約者数

令和5年契約見込者数 293,000人

令和6年契約見込者数 281,000人

計 574,000人

年間平均契約見込者数

574,000人÷2年=年間平均287,000人

① 火災共済金

$$S = 3 \sqrt{\frac{0.0001477(1-0.0001477)}{287,000}}$$

$$= 3 \sqrt{\frac{0.00014767818471}{287,000}}$$

$$= 3 \sqrt{0.0000000005146}$$

$$= 3 \times 0.00002268480 = 0.00006805439$$

故に、標準危険率は、

$$P+S=0.0001477+0.0000681=0.0002158$$

純掛金の額の算出

純掛金の額は、 $0.0002158 \times 150,000\text{円} = 32\text{円}37\text{銭}$

② 風水雪害共済金

$$S = 3 \sqrt{\frac{0.0002082(1-0.0002082)}{287,000}}$$

$$= 3 \sqrt{\frac{0.000208157}{287,000}}$$

$$= 3 \sqrt{0.0000000007253}$$

$$= 3 \times 0.0000269313943 = 0.000080794183$$

故に、標準危険率は、

$$P+S = 0.0002082 + 0.00008079 = 0.0002890$$

純掛金の額の算出

$$\text{純掛金の額は、} 0.0002890 \times 75,000 \text{円} = 21 \text{円} 68 \text{銭}$$

2. 異常危険準備掛金

異常危険準備掛金の額は、単位共済掛金額の1000分の50とする。

① 火災共済

$$\text{異常危険準備金} = \text{純掛金} \times \frac{50}{1,000}$$

$$\text{異常危険準備金} = 32.37 \text{円} \times \frac{50}{1,000} = 1.62 \text{円}$$

② 風水雪害等共済

$$\text{異常危険準備金} = \text{純掛金} \times \frac{50}{1,000}$$

$$\text{異常危険準備金} = 21.68 \text{円} \times \frac{50}{1,000} = 1.08 \text{円}$$

3. 附加掛金

附加掛金の額は、単位共済金額の100分の40とする。

したがって、単位共済掛金をそれぞれ x 円・ y 円とすると、

① 火災共済

$$x = \text{純掛金} + \text{異常危険準備金} + \frac{40}{100}x$$

$$x = 32.37\text{円} + 1.62\text{円} + \frac{40}{100}x$$

$$x - 0.4x = 32.37\text{円} + 1.62\text{円}$$

$$0.6x = 33.99\text{円}$$

$$x = 56.65\text{円}$$

② 風水雪害等共済

$$y = \text{純掛金} + \text{異常危険準備金} + \frac{40}{100}y$$

$$y = 21.68\text{円} + 1.08\text{円} + \frac{40}{100}y$$

$$y - 0.4y = 21.68\text{円} + 1.08\text{円}$$

$$0.6y = 22.76\text{円}$$

$$y = 37.93\text{円}$$

$$\text{故に、} x + y = 94\text{円}58\text{銭}$$

即ち、単位共済掛金額は100円とする。

1. 未経過共済掛金

未経過共済掛金の額は、次の(1)又は(2)の方法により計算した金額のうちいずれが多い金額とする。

(1) 未経過期間（共済契約に定めた共済期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として 1 2 分法により計算した金額

(2) 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額

ア 当該共済契約に係る共済契約に基づき当該事業年度において支払った共済金その他の額

イ 当該共済契約のために積み立てるべき支払備金（支払義務が発生したものに準ずる共済金等を除く。）の額

ウ 当該事業年度の事務費

2. 異常危険準備金

異常危険準備金は、消費生活協同組合法施行規程第 6 条第 1 項第 6 号及び同項第 8 号に従って火災リスク、風水害リスク及びその他のリスクに対応したものを積み立てる。